

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

県立宮崎病院売店運営業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

県立宮崎病院長 眞柴晃一

1 業務の概要

- (1) 業務名 県立宮崎病院売店運営業務
- (2) 業務内容 病院における売店の整備及び運営を行うものである。
- (3) 履行期間 令和 9 年 1 月 1 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで

2 参加資格

参加申込書の提出者は、以下に掲げる全ての資格を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)第 4 条第 1 項の規定による名簿に、業種が物品に関する業種で、営業種目が百貨・日用品類、種目が食品で登載された者であること。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく資格停止を、参加申込書の提出期限の日から契約締結する日までのいずれの日においても受けていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第 225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第 154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 令和 3 年 4 月以降に、300床以上の医療機関において、売店を 1 件以上運営した実績を有すること。

3 審査に関する事項

- (1) 企画提案書、ヒアリング等に基づき、下記(3)の基準により最優秀者を 1 者、優秀者(次点)を 1 者選定する。
- (2) 審査は病院職員で構成する選定委員会により行う。スケジュール等は、募集要項に記載する。

(3) 評価基準

- ① 運営方針
- ② 運営体制
- ③ 運営内容
- ④ 貸付料
- ⑤ 収支計画
- ⑥ 実績
- ⑦ 施工調整

4 手続等

(1) 担当所属

〒880-8510 宮崎市北高松町5番30号 県立宮崎病院

県立宮崎病院総務課管理担当

TEL 0985-24-4181 FAX 0985-28-1881

メールアドレス：miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 募集要項の交付方法

募集要項は上記(1)担当所属の場所又は県立宮崎病院ホームページに掲載する。

<http://kenritsu-miyazakibyouin.jp>

(3) 参加申込書等の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和8年8月12日(水) 午後5時必着

提出場所：上記(1)担当所属と同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和8年9月3日(木) 午後5時必着

提出場所：上記(1)担当所属と同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

5 その他

詳細は、募集要項による。

県立宮崎病院売店運営業務 募集要項

1 目的

県立宮崎病院（以下「病院」という。）では、高度で良質な医療を将来にわたり安定的に供給するとともに、大規模災害時の拠点病院としての役割を果たしていくために、1階エントランスホールを中心に、売店や飲食店を配置している。これらは、病院に親しみやすさや賑わいを創出し、その運営等については、民間事業者が持つノウハウを活用することとし、公募型プロポーザル方式により売店事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業 務 名 県立宮崎病院売店運営業務

(2) 事業場所 宮崎市北高松町5-30

(3) 業務内容 別紙「要求水準書」のとおり

(4) 事業方式

ア 病院に配置する売店を運営する事業者に対し、病院建物の一部を有償で貸し付けるものとする。

イ 事業者は、売店の運営に必要な建物の内装・設備工事や什器・備品の調達を行うとともに、店舗の運営を行う。

ウ 事業者がフランチャイズ契約によりフランチャイズ加盟店として売店を運営することを可能とする。

(5) 貸付場所及び面積 1階 120.07㎡ （仮店舗 1階 79.43㎡）

(6) 貸付期間

令和9年1月11日から令和13年12月31日まで（4年11箇月21日間）

前事業者撤去期間及び新事業者設置期間（令和9年1月11日から令和9年3月10日頃まで）は、仮店舗営業を行うこと。

業者決定日から契約開始日までの期間を準備期間とする。

(7) 年額貸付料

次のア及びイを合算した額を年額貸付料とする。

ア 基本貸付額

732,670円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）

イ 年間売上額に貸付料率を乗じた額

年間売上額（消費税等を除く。）に貸付料率を乗じ、消費税相当額を加えた額

なお、貸付料率は事業者の提案による。

(8) 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、売店の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、事業者の負担とする。

3 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第 4 条第 1 項の規定による名簿に、業種が物品に関する業種で、営業種目が百貨・日用品類、種目が食品で登載された者であること。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく資格停止を、参加申込書の提出期限の日から契約締結する日までのいずれの日においても受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 令和 3 年 4 月以降に、300床以上の医療機関において、売店を 1 件以上運営した実績を有すること。

4 プロポーザルに係るスケジュール

公告開始、募集要項等の配布	令和 8 年 7 月 21 日(火)
参加資格に係る質問及び 参加申込書に係る質問の受付	令和 8 年 8 月 4 日(火)午後 5 時まで
参加資格に係る質問及び 参加申込書に係る質問の回答	令和 8 年 8 月 12 日(水)まで随時
参加申込書提出期限	令和 8 年 8 月 12 日(水)午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	令和 8 年 8 月 19 日(水)
企画提案書に係る質問の受付	令和 8 年 8 月 19 日(水)から 令和 8 年 8 月 26 日(水)午後 5 時まで
企画提案書に係る質問の回答	令和 8 年 8 月 28 日(金)まで随時
企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 3 日(木)午後 5 時
審査実施日	令和 8 年 9 月 9 日(水)頃

5 募集要項等の配布

(1) 期間

令和 8 年 7 月 21 日(火)から 8 月 4 日(火)までの休日（宮崎県の休日を定める 条例（平成元年宮崎年条例第22号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く期間、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所

下記「14 問い合わせ先」の場所又は県立宮崎病院ホームページ
<https://www.kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

(3) 配布資料

- ア 募集要項（本要項）
- イ 要求水準書
- ウ 評価基準表
- エ 応募等様式集
- オ 工事区分表、店舗貸方基準
- カ 平面図

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 提案者概要（様式第2号）
- ウ 業務実績一覧表（様式第3号）
- エ 会社案内書、概要書等

※ 事業者がフランチャイズ契約により、フランチャイズ加盟店として、売店を運営する場合は、フランチャイズ本部との協定書（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：令和8年8月12日（水）午後5時必着

提出場所：下記「14 問い合わせ先」の場所

提出部数：様式は全て片面印刷とし、上記(1)アからエまでの順にA4ファイル（タテ型）に綴じて、1部提出すること。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（休日を除く。）とする。

7 参加辞退

参加申込書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を、下記「14 問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

8 参加資格審査結果通知

参加申込書等の提出があった応募者については審査の上、令和8年8月19日（水）までに結果を通知する。

なお、審査の結果、参加資格を有する者が多数ある場合は、参加資格及び実績等について事前審査を行い、企画提案書の審査（以下「本審査」という。）を受ける者を3者から5者程度に選定することがある。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 業務執行体制（様式第5号）

A4版1枚に記載すること。

イ 提案書

様式は任意とし、A4版6枚以内に記載すること。A3版1枚をA4版2枚分と換算して使用できる。

なお、本審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、提案者名を記入しないこと。

提案者（フランチャイズ本部及びフランチャイズ加盟店ともに対象）を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とし、違反した場合は、失格若しくは減点等の措置を講じる。

提案書は、別紙「要求水準書」を踏まえ、また、別紙「評価基準表」を参考の上、次の項目を記述して提出すること。

(ア) 運営方針

本業務の運営方針について記載すること。

(イ) 運営体制

従業員の配置数、教育研修体制、災害時の対応等について記載すること。

(ウ) 運営内容

営業時間、店舗レイアウト、販売商品の内容と価格、販売以外のサービス、衛生管理・安全管理等について記載すること。

(エ) 自由提案

病院の規模や機能を考慮した上で、患者サービス向上のための取り組み等、利用者にとって有意義となる提案を記載すること。

(オ) 貸付料

年間売上額に乗じる貸付料率を提示すること。

(カ) 想定利用者数を下回るなど運営不振の際の運営改善策について記載すること。

(キ) 本店舗工事と仮店舗工事等の施工調整について、具体的に提案すること。

ウ 収支計画

様式は任意とし、A4版2枚以内に記載すること。可能な限り積算根拠を記載すること。

(2) 提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：令和8年9月3日(木)午後5時

提出場所：下記「14 問い合わせ先」の場所

提出部数：様式は全て片面印刷とし、A4ファイル（タテ型）に綴じて、8部（正本1部、副本7部）提出すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

提出方法：持参又は郵送。（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（休日は除く。）とする。

10 審査に関する事項

- (1) 本審査は、別紙「評価基準表」に基づき、病院職員で構成する選定委員会に諮り、最優秀者を1者、優秀者（次点）を1者選定する。
- (2) 本審査を行うにあたり、企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
 - ア 実施日 令和8年9月9日頃
本審査を受ける者には本審査日程及び会場について別途通知する。
 - イ 出席者 3名以内
 - ウ 実施内容
 - (ア) プレゼンテーションを行う順序はくじにより決定する。
 - (イ) 実施時間は1事業者当たり30分以内とし、そのうちプレゼンテーションにかかる時間は20分以内とする。
- (3) 選定結果は、県立宮崎病院ホームページ上で公表する。

11 選定後の手続に関する事項

最優秀者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて業務に関する詳細協議を行う。
なお、協議が整わず契約する見込みがないときは、優秀者と契約に向けて協議する。

12 本要項の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
質問書（様式第6号）により電子メールで行うこと。
- (2) 受付期間
 - ア 参加資格に係る質問及び参加申込書に係る質問
令和8年7月21日(火)から令和8年8月4日(火)までの休日を除く期間、午前9時から午後5時まで。
 - イ 企画提案書に係る質問
令和8年8月19日(水)から令和8年8月26日(水)までの休日を除く期間、午前9時から午後5時まで。
- (3) 回答方法
宮崎県立宮崎病院ホームページ上で随時公表する。
- (4) 受付場所
下記「14 問い合わせ先」のメールアドレス

13 その他留意事項

- (1) 本業務と別途公募を行う県立宮崎病院飲食店運営業務の両方の応募を可能とする。
- (2) 応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項、応募等様式集、要求水準書の記載内容を承諾したものとする。
- (3) この企画提案競技に関する必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、病院が必要とする場合は、応募者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は字句の誤り以外は変更できない。また、同一提案者が二つ以上の

提案をすることはできない。なお、提出された書類は一切返却しない。

(6) 提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(7) 本プロポーザルの参加により病院から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(8) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、上記「3 参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

イ 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

オ 本公告後、選定委員会の委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めた場合

14 問い合わせ先

880-8510 宮崎市北高松町5番30号

県立宮崎病院総務課管理担当

TEL 0985-24-4181 FAX 0985-28-4181

メールアドレス：miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp

県立宮崎病院売店運営業務 要求水準書

第1 整備条件

1 建築工事及び設備工事に関する事項

貸付条件は、別紙「工事区分表」、「店舗貸方基準」、「平面図」に示すとおりである。

2 正面玄関の利用制限

閉鎖時間：平日 午後5時30分から翌日午前8時15分まで

土曜・日曜・祝日 終日

（閉鎖時間帯は、時間外入口からの入場となる。）

第2 業務内容

1 実施設計及び施工

(1) 実施設計

ア 売店について、別紙「工事区分表」等に従い、実施設計を行うこと。

イ 病院本体の実施設計に必要となる各種情報を、新病院本体設計者に提供すること。

ウ その他実施設計に関する調整を行うこと。

(2) 施工

売店を施工すること。

(3) 留意事項

顧客の動線は、車椅子利用者等に十分配慮すること。

2 売店運営

下記は最低限の業務内容を想定したものであり、業務内容の充実及び付加サービスの提供に関する事業者からの提案を期待する。

(1) 営業日・営業時間

営業日は年中無休とする。営業時間は午前7時から午後10時までを必須とし、その時間以外は事業者からの提案による。

なお、年末年始については県立宮崎病院（以下「病院」という。）と協議の上、営業時間を短縮できる。

(2) 取扱商品

ア 飲食品（弁当、おにぎり、飲料等）

イ 入院生活に必要な日用品類

ウ 病院が要請する医療・看護・介護用品（T字帯、松葉杖、コルセット、大腸検査用食品 等）

エ 切手、テレフォンカード

オ 事業者が提案する商品

酒類、タバコ、その他病院が療養に適さないと判断したものの販売は禁止とする。

(3) 各種附帯サービスの提供

ア ATM設置

店舗内に1台以上を設置。本県に本店を置く金融機関の取扱手数料については、可能な限り無料が望ましい。

イ 病棟への訪問販売

ウ 救急外来への自動販売機の設置

エ マスク自動販売機の設置（1階4ヶ所）

オ コピーサービス

カ 各種リース用品の取次ぎ業務（入院セット等）

キ 宅配便受付サービス

ク 収納代行サービス（電気・水道等公共料金、携帯電話料金等）

ケ 当院との請求書払い（現金での取扱いが困難なため、できることが望ましい）

(4) 精算方法

精算方式として現金だけではなく、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレスシステムにも対応すること。

3 予定スケジュール

契約期間開始日（令和9年1月11日）からの運営とする。事業者選定後から契約開始日までの期間は準備期間とする。

前事業者撤去期間及び新事業者設置期間は、仮店舗営業を行うこと。その期間に要する費用は、事業者負担とする。仮店舗エリアは、隣接のレストランスペースとする。

4 その他

業務の詳細については、契約締結後、病院と協議の上、決定することとする。

第3 業務の運営条件

1 運営体制

(1) 店舗責任者の配置

ア 事業者は、組織、連絡体制等の資料を提出し、あらかじめ病院の承認を得ること。

イ 事業者は、店舗責任者を配置し、次の業務に当たらせること。

(ア) 病院との連絡調整

(イ) 従業員に対する指揮、監督、教育

(ウ) 勤務計画表、業務計画表の作成・提出

(エ) 病院の求めに応じた委員会等へ出席

(オ) 従業員名簿の作成・提出 等

ウ 店舗責任者の変更は、特段の事情がない限り契約期間の過半まで行わないことが望ましい。ただし、店舗責任者を変更する場合は、後任予定者を変更2週間前までに病院に通知すること。

エ 店舗責任者が不在時には代理の者を定めること。

(2) 従業員の管理

ア 事業者は、従業員に業務の遂行に適する清潔な服装を着用させるとともに名札を

着装させること

イ 事業者は、従業員の衛生管理、健康管理については、十分に考慮すること。

ウ 事業者は、業務遂行上、支障をきたさないように常に業務量を勘案し、従業員を適正配置すること。

2 業務の改善

業務の実施において病院が不相当と判断した場合、事業者は、直ちに文書により改善内容を報告するとともに、病院の了承を得た上で、必要な措置を講じること。

また、本要求水準書に記載されている事項が誠実に履行されていないと病院が認めたときは、契約期間中であっても契約を解除できることとする。

3 損害賠償

事業者は、次の各項に該当するとき、損害額に相当する金額を病院に損害賠償として支払うこと。

- (1) 事業者が、その責めに帰する理由により、店舗部分の全部又は一部を滅失し、又は損傷したとき。
- (2) 事業者が、病院の定める条件を履行しないことにより病院に損害を与えたとき。

4 原状回復義務

事業者は、契約期間が満了したとき、または病院が契約を解除したときは、事業者の負担により病院が指定する日までに原状回復を行うこと。

5 業務の引継ぎ

- (1) 契約終了時（契約解除の場合も含む）には、事業者の責任において、本契約期間内に引継期間を設け、新たな事業者が円滑な業務遂行を図れるよう引継ぎを行うこと。
- (2) 病院が引継ぎ未完了と認めた場合は、本契約期間終了後であっても、事業者は無償で引継ぎを行うこと。
- (3) 病院は、事業者が前号の規定に違反し、病院に損害が生じた場合には、事業者に対して、その損害金を請求できる。

6 費用の負担区分について

下表に示すとおりである。

費 用 項 目	病院	事業者
付帯設備費（詳細は別紙「工事区分表」、「店舗貸方基準」参照）	○	
企画提案書の内容に基づき必要となった工事費		○
什器・備品費（テーブル、椅子等）		○
光熱水費（上下水道料、電気料等）		○
レジ、商品棚（冷蔵庫等含む）など必要な設備費		○
人件費・労務費・社会保障費・雇用保険 等		○

従業員の健康管理に係る費用		○
被服費（従業員のユニフォーム等）		○
警備費		○
衛生管理費（洗剤、消毒剤、廃棄物処理費、清掃費等）		○
通信設備・通信費		○
諸官庁手続きに関する経費		○
事業者の業務遂行上必要な帳簿書類（マニュアル等）の作成費		○
その他業務上必要となる備品機材、消耗品費 等		○

7 施設管理・安全管理

- (1) 店舗で発生する廃棄物等（納品時の段ボール等含む）の処理は事業者が適切に処理するものとし、分別回収に配慮したゴミ箱を設置すること。
- (2) 店舗内の清掃は事業者が行い、利用者が常に快適に利用できるようにすること。
- (3) 緊急時の対処法を明記したマニュアルを準備し、事故・災害その他の緊急・非常事態が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先に迅速かつ的確な対応を行うこと。
- (4) 万一、店舗内で事故等が発生した場合は、速やかに病院に報告すること。
- (5) 店舗責任者を防火管理者に定める。

8 留意事項

- (1) 案内看板等の設置には、病院の事前承諾を得ること。
- (2) 関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策、健康管理を徹底すること。
- (3) 事業者は、店舗計画等の変更が生じた場合、直ちに病院と協議すること。
- (4) 商品等の搬入時間帯及び経路については、病院の了解を得ること。
- (5) 病院が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は、対応すること。
- (6) 使用財産を転貸し、又は使用权の譲渡をしないこと。

9 その他

- (1) 事業者は、業務遂行に適用される法令等を遵守すること。
- (2) 事業者は、業務履行場所が、傷病者が治療を受ける病院であることを十分に認識・理解の上、言動に注意し、業務にあたらせるよう従業員を指導すること。
- (3) 事業者及び従業員（以下、「事業者等」という。）は、業務上知り得た患者等の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。
- (4) 事業者は、従業員の雇用にあたって、個人情報保護の重要性につき指導・教育を徹底すること。
- (5) 事業者等は、病院の信用を失墜させるような行為をしてはならない。
- (6) 事業者等は、業務エリア及び使用機器等に係る環境を常に良好に保ち、整理整頓及び清掃を徹底すること。
- (7) 事業者は、業務に使用する書類等を保管管理すること。

- (8) 事業者等は、本業務に関連する利用者からの意見・クレームに対して真摯に対応すること。
- (9) 従業員の駐車場は事業者の責任において確保すること。
- (10) 事業者は、業務内容の見直しを病院と協議の上で、毎年行い、継続的に業務の質の向上を図ること。
- (11) 事業者は、当該業務を開始するに伴って発生する準備業務については、病院、新病院本体設計者、建築業者と積極的に連携を図り、確実な業務立ち上げを行うこと。
- (12) 事業者は、病院が貸与した図面等の資料を、本業務終了後速やかに返却すること。
- (13) この要求水準書に定めのない事項については、病院と協議を行い決定する。定めのある事項についても、状況の変化等に応じて病院と協議を行い、決定する。

第4 参考

1 病院の事業規模

病床数：502床

診療科目：26科

階数：地上8階・塔屋1階

延べ面積：約48,000㎡

駐車台数：約600台（内、立体駐車場約280台）

2 病院の状況

(1) 一日平均患者数（令和7年度実績）

入院 356人、外来 616人

(2) 職員数（令和7年3月時点）

1,294人（医師171人、看護職員883人、専門職150人、事務職員90人）

※その他、病院の委託業務に従事する職員 約260人

(3) 売店等

店舗種別	面積	営業日時
売店（1階）	120.07㎡	年中無休 午前7時から午後10時まで
レストラン（1階）	43.09㎡	月～土曜日 午前9時から午後5時まで 日・年末年始 店休日

(4) 面会時間

病棟 午後2時から午後6時まで（土日祝同じ）

評 価 基 準 表

(1) 評価項目、判断基準、配点

評価項目	判断基準	配点
運営方針	・病院内の利用者（外来・入院患者、面会者、病院職員）を考慮しているか。	5
運営体制	・従業員の配置予定数は、繁忙・閑散時間帯を考慮しているか。 ・教育研修体制や研修内容は充実しているか。 ・大規模災害時の病院への協力体制及び業務継続体制はどうか。（商品提供、物品供給、人員のバックアップ） ・地域経済への貢献度	20
運営内容	・営業時間は、病院内の利用を想定しているか。 ・店舗レイアウトは高齢者、妊産婦、車椅子利用者等に配慮された利用しやすいものとなっているか。 ・販売商品は充実しているか。（飲食品、入院生活に必要な日用品類、医療・看護・介護用品など） ・販売以外の各種付帯サービスは充実しているか。（ＡＴＭ、病棟への訪問販売など） ・精算方式の簡便性（キャッシュレスの導入） ・衛生管理・安全管理の対応は十分施されているか。（施設設備の清掃、ゴミの管理など） ・自由提案は、利用者にとって有意義な提案か。	40
貸付料	・年間売上額に対する貸付料率	20
収支計画	・持続可能な収支計画となっているか。 ・想定している利用者より少ない場合等、運営不振の場合の対応は具体的であり実現可能か。	7
実績	・業務実績	5
施工調整	・本店舗工事と仮店舗工事等の施工調整に関する提案は、具体的であり実現可能か。	3

合計 100 点

(2) 評価方法

プロポーザル参加者の提案内容を上記(1)に示す項目ごとに評価・得点化し、評価点を算定する。各選定委員の評価点を合計した結果、最高得点を得た者を最優秀者とし、次に得点の高い者を優秀者（次点）とする。

工事区分表

工事項目	病院	事業者	備考
基本設計図に基づく床及び天井、壁面仕上げ	○		
厨房内等に防水加工が必要とされる場合の防水加工	○		
基本設計図に基づく壁面補強	○		
基本設計図に基づく厨房区画開口の設置	○		
同上 カウンターの設置		○	
店舗区画内契約用手元開閉器盤の設置	○		ただし、基準容量からの増強は事業者
店舗区画内契約用手元開閉器盤までの電源供給	○		ただし、基準容量からの増強は事業者
契約用電力量計(契約用手元開閉器盤内取付)の設置	○		ただし、基準容量からの増強は事業者
契約用手元開閉器から店舗分電盤までの幹線		○	
店舗分電盤の設置		○	
店舗分電盤以降の配管・配線及びコンセントの設置		○	
店舗分電盤以降の配管・配線及び照明・スイッチの設置		○	
店舗区画内への電話メタル回線(2回線/店舗) (区画内プルボックス内端子止め)	○		
店舗区画内への光回線		○	
店舗区画内情報通信設備機器一式(電話・LAN・POS)および配管・配線・モジュラージャックの設置		○	
店舗区画内BGM配管・配線及びスピーカーの設置		○	
店舗区画内カットリレー配線 (区画内プルボックス内端子止め)	○		
店舗区画内カットリレーコンセント設置・配線		○	
入退室管理・機械警備・監視カメラ設備一式 (配管配線とも)		○	
病院入室のためのセキュリティカード(2枚/店舗)	○		ただし、基準枚数を超える場合は事業者
店舗区画内へのテレビ共聴線(地デジ・BS・CS110°) (区画内プルボックス内端子止め)	○		
店舗区画内端子以降のテレビ配管・配線・アウトレットの設置		○	
課金のための集中検針	○		
給水給湯ガス配管 シャフト内 バルブ止めまで	○		
給水給湯ガス配管 シャフト内 バルブ以降二次側		○	
衛生器具及び配管工事	○		洗面器(水栓器具含む)、大便器、流し台水栓とそれに接続する給水・給湯・排水管を対象。
給水、給湯、ガス 各計量メーターの設置	○		
厨房内・客席・店舗等 個別空調設備 (機器、冷媒管、ドレン管、二次側電源、制御配線等一式)		○	
同上 室外機置場(コンクリート基礎共)、冷媒管ルートの確保、ドレン排水管ブラグ	○		
厨房内・店舗等 冷蔵庫冷凍庫 (機器、冷媒管、ドレン管、二次側電源、制御配線等一式)		○	
同上 室外機置場(コンクリート基礎共)、冷媒管ルートの確保、ドレン排水管ブラグ	○		
厨房内・客席・事務所等 換気(給気)設備 (機器、ダクト対象室天井突出しまで、制御配線等一式)	○		厨房内:厨房用換気、客席・事務所等:通常換気 ただし、能力状況は事業者
同上 天井突出し以降、制気口含む		○	
厨房内・客席・事務所等 換気(排気)設備 (機器、ダクト対象室天井突出しまで、制御配線等一式)	○		厨房内:厨房用換気、客席・事務所等:通常換気 ただし、能力状況は事業者
同上 天井突出し以降、制気口・厨房内排気フード含む		○	
各種防災設備の法定基準設置まで (想定間仕切範囲まで)	○		排煙、スプリンクラー、火災報知器、非常放送、非常照明、誘導灯、防火シャッター、消火器(ただし、間仕切り変更に伴う増移設は事業者)
サイン造作、パーテーション		○	
食品用サンプルケース、サンプル台		○	
カーテン ブラインド		○	
レジ等会計機器		○	
調理器具		○	

店舗貸方基準（電気設備）

店舗工事区分の定義

貸方基準に示すA・B・C工事の区分の定義は以下に示す通りとする。

項目	A工事	B工事	C工事
1 費用分担	建物所有者	入居者	入居者
2 資産	建物所有者	入居者	入居者
3 管理	建物所有者	入居者	入居者
4 設計者	建物所有者	入居者(建物所有者指定)	入居者
5 施工者	建物所有者	入居者(A工事に準ずる)	入居者
6 原状復旧	—	有	有

項目	図			工事区分			図			工事区分		
	共用エリア	テナントエリア	概要	共用エリア	テナントエリア	概要						
電灯・コンセント・動力設備			本工事 A ・単相電源電圧 : AC 60Hz 1Φ3W 200/100V ・三相電源電圧 : AC 60Hz 3Φ3W 200V ・契約開閉器設置 別途工事 B ・火災運動停止信号、フード消火作動信号線および同結線 ・容量増強 ・幹線・契約開閉器設置 ※変圧器増設は協議によります。 C ・契約開閉器以降の幹線・店舗壁・配線・照明・コンセント 手元開閉器 ※室内機電源回路はELCBブレーカを設置が必要になります。 ※換気ファンはマグネットSWを設置し火災運動停止が必要となります。 ※フード消火設置時には、フード消火作動により厨房電源停止用のマグネットスイッチが必要となります。		本工事 A ・共聴内容 : FM, 地上波デジタル, BS・110° CS(店舗内端子止め) ・ブルボックス内端子止め 別途工事 C ・ブルボックス以降の配線、テレビ端子 ・テレビ ・有料チャンネルの申込							
			本工事 A ・標準間仕切りでの法定範囲の非常放送 ・カットリレー信号(店舗内端子止め) 別途工事 B ・内装に起因する増・移設 ・電源カットリレーコンセント ※音響設備は、非常放送鳴動時に停止するよう電源カットリレーコンセントが必要になります。 C ・映像音響設備一式		本工事 A ・標準間仕切りでの法令範囲 誘導灯 : 電池内蔵 非常用照明 : 電源別置 ・店舗壁への停電検出信号配線 別途工事 B ・非常照明への電源供給 ・内装に起因する増・移設 誘導灯 : 電池内蔵 非常用照明 : 電源別置 C ・店舗壁内非常照明点灯用の停電検出リレー ※照明分岐回路の2次側より停電検出を行う必要があります。							
集中検針設備			本工事 A ・A工事テナント分電盤の課金WHM ・A工事テナントビルマルチ空調機の課金WHMの集中検針 ・水使用に伴う量水器設置、ガス仕様に伴うガスメータ設置、集中検針 別途工事 B ・電源増設に伴う課金WHM設置、集中検針 ・テナント空調機増設に伴う課金WHM設置、集中検針 ・水使用に伴う量水器設置、ガス仕様に伴うガスメータ設置、集中検針		本工事 A ・標準間仕切りでの法令範囲 誘導灯 : 電池内蔵 非常用照明 : 電源別置 ・店舗壁への停電検出信号配線 別途工事 B ・非常照明への電源供給 ・内装に起因する増・移設 誘導灯 : 電池内蔵 非常用照明 : 電源別置 C ・店舗壁内非常照明点灯用の停電検出リレー ※照明分岐回路の2次側より停電検出を行う必要があります。							
通信設備			本工事 A ・メタル回線数 : 2回線(店舗内端子止め) ・光回線数 : 通信事業者工事 ・配線経路の管路構築(防火区画貫通処理とも) 別途工事 B ・B工事以降の配線 ・機器一式 ・回線申し込み C		本工事 A ・標準間仕切りでの法定範囲の感知器設置 ・店舗内への防災信号端子 別途工事 B ・内装に起因する増・移設 ・店舗内への防災信号端子増設 ・消防検査							
			本工事 A ・標準間仕切りでの法定範囲の感知器設置 ・店舗内への防災信号端子 別途工事 B ・内装に起因する増・移設 ・店舗内への防災信号端子増設 ・消防検査		本工事 A ・標準間仕切りでの法定範囲の感知器設置 ・店舗内への防災信号端子 別途工事 B ・内装に起因する増・移設 ・店舗内への防災信号端子増設 ・消防検査							
入退室管理設備			本工事 A ・ICカード : 1店舗/2枚 ・鍵 : 1店舗/2個 別途工事 B ・ICカード追加発行 C ・パッシブセンサ等の機械警備設備一式 ・監視カメラ設備一式		本工事 A ・標準間仕切りでの法定範囲の感知器設置 ・店舗内への防災信号端子 別途工事 B ・内装に起因する増・移設 ・店舗内への防災信号端子増設 ・消防検査							

店舗貸方基準（空調・衛生設備）

店舗工事区分の定義
貸方基準に示すA・B・C工事の区分の定義は以下に示す通りとする。

項目	A工事	B工事	C工事
1 費用分担	建物所有者	入居者	入居者
2 資産	建物所有者	入居者	入居者
3 管理	建物所有者	入居者	入居者
4 設計者	建物所有者	入居者(建物所有者指定)	入居者
5 施工者	建物所有者	入居者(A工事に準ずる)	入居者
6 原状復旧	——	有	有

項目	工事区分			項目	工事区分		
	図	区分	概要		図	区分	概要
空調設備		本工事	A ・ 機器置場の確保 ・ 冷媒ルート確保	排煙設備		本工事	A ・ 法規に準拠した排煙口設置
		別途工事	B ・ パッケージエアコン機器 ・ 冷媒配管一式（区画貫通処理を含む）			別途工事	B ・ 排煙口の移設・増設 ・ 店舗盤への火災運動停止信号線つなぎ込み
			C				C ・ 火災運動停止機器（空調・換気・厨房機器）の停止装置（マグネットスイッチ）
換気設備		本工事	A ・ 共用部外気ダクト・排気ダクト（テナント内1mまで） ・ 給排気ファン	スプリンクラー設備		本工事	A ・ 法規に準拠したスプリンクラー設置
		別途工事	B ・ テナント内ダクトフード ・ 制気口・ダクト			別途工事	B ・ スプリンクラーの移設・増設
			C				C
給水設備		本工事	A ・ テナント内1mまでの配管・バルブ工事（量水器含む）	ガス運動遮断弁・ダクト消火		本工事	A ・ テナントエリア内に自火報取合端子のプルボックス設置
		別途工事	B ・ A工事以降の全工事			別途工事	B ・ A工事以降の全工事
			C				
排水・通気設備		本工事	A ・ テナント内1mまでの配管工事（掃除口含む）	消火設備		本工事	A ・ 消火器設置
		別途工事	B ・ A工事以降の全工事（グリーストラップ含む）			別途工事	B
			C				C
ガス設備		本工事	A ・ テナント内1mまでの配管工事・コック			本工事	A
		別途工事	B			別途工事	B
			C ・ A工事以降の全工事				C

 レストラン貸付面積：79.43㎡

 売店貸付面積：120.07㎡

